

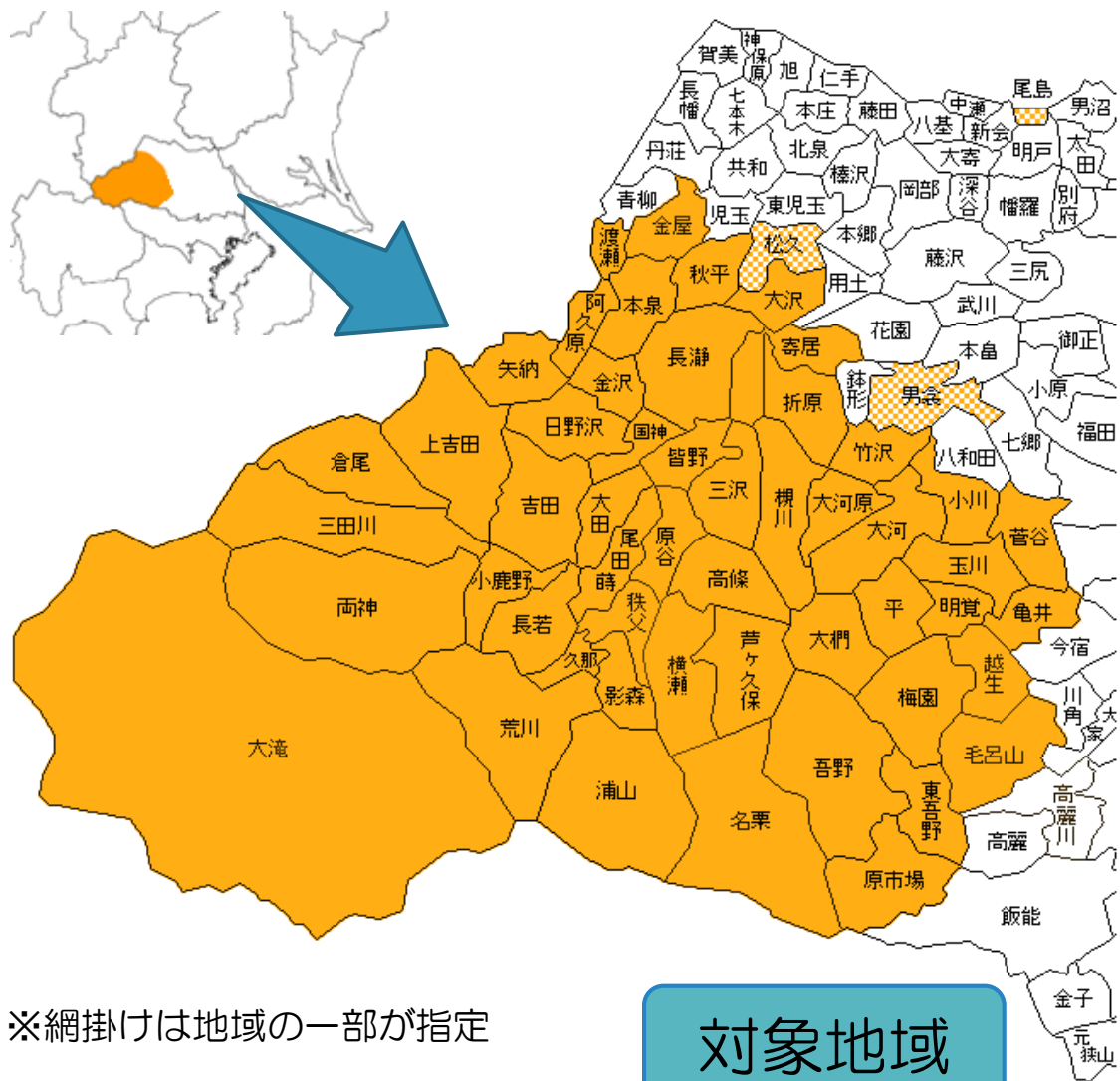
【資料3】

# 中山間地域等直接支払事業 について

---

埼玉県農林部  
農業ビジネス支援課

# 中山間地域等直接支払制度とは



※網掛けは地域の一部が指定

対象地域

- 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域  
(※地域振興立法9法のうち埼玉県に該当する3法)
- 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域 (知事特認地域)
- 3法 (特定農山村法等) に指定された地域に地理的に接する地域  
(知事特認地域)

**19市町村56地域が対象**



傾斜等の基準 (田: 1/100以上、畑: 8度以上) を満たす1ha以上の農地

# 令和4年度の実施状況

○ 取組市町村 12市町村、取組協定数 51協定、取組面積 316ha、交付金額 27,900千円

※取組面積、交付金額は見込み

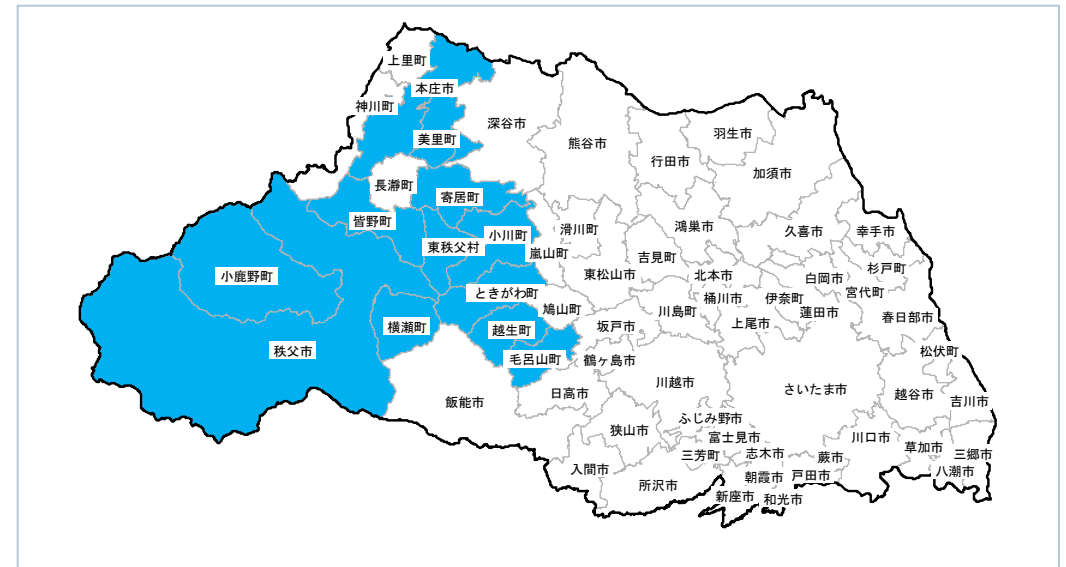
市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
実施市町村数	13	13	13	12	12
協定数	62	62	62	50	51
協定面積(ha)	347	347	347	310	316
交付金額(千円)	30,886	30,866	31,117	27,646	27,894

取組市町村数、取組協定数は前年度から変更なし。

面積は前年度から微増。既存協定で筆の追加があった。

令和4年度事業実施市町村



※対象になりうる19市町村のうち12市町村で実施

# 集落戦略について

## 集落戦略とは

協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する、集落全体の指針。

## 集落戦略の内容

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動等の継続のための支援体制

【地域の概要】

- ・東秩父村の北部に位置し、南向き斜面に面する温暖な山間集落。
- ・主要作物  
花桃、かんきつ類
- ・将来、地域住民の高齢化が進み、遊休農地が発生することが懸念される。

【集落協定の概要 (R4現在)】

協定面積: 9.5ha(畑)  
 交付金額: 70.9万円  
 (個人配分: 50%)  
 構成員: 農業者37人  
 協定開始: 平成12年度

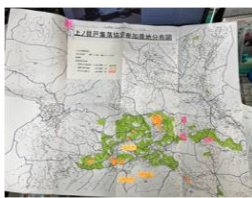
○主な取組

- ・花桃等、地域特産農産物の作付
- ・花桃祭り等による地域振興の取組
- ・協定参加者全員が参加しての水路・農道等の環境整備

話し合いの様子



作成した地図



集落協定の内容

○協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

後継者が不足しており、傾斜地等、耕作条件の悪い農地があり、鳥獣害被害が深刻なため農業所得が低く、耕作意欲が減退している。

○集落の現状を踏まえた対策の方向性

- ・鳥獣被害防止対策の実施
- ・集落の自治(コミュニティ)機能の強化

○具体的な対策に向けた検討

- ・協定参加者だけでは検討が困難であり、外部からの助力を得たい。

○農業生産活動等の継続のための支援体制

- ・協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。(高齢等で管理できなくなった農地は協定参加者による共同管理を行う。)

【集落戦略作成までの動き】

令和3年2月(第1回話し合い)	集落戦略の作成について説明し、合意。
令和4年2月(第2回話し合い)	集落戦略の作成方法・スケジュールを打合せ。
令和4年9月	村が作成した地図を基に役員が協定参加者に意向確認。
令和4年10月(第3回話し合い)	意向確認結果を基に対策等、集落戦略の内容を役員で検討。
令和4年11月(第4回話し合い)	集落戦略に書き込み、案が完成。今後、役員会、総会で合意を得て完成する見込み。

集落戦略作成に向けた活動

【苦労したこと・工夫したこと・集落戦略を作成しての感想など】(協定代表者のコメント)

- ・村で地図を作ってもらい、助かった。一筆ごと、地番を確認するのが大変だったが、協定参加者の意向を確認する中で、協定内の農地の状況を改めて確認でき、良かった。
- ・集落戦略を作成したが、集落を維持していくのが課題なので、今後、しっかりと管理していきたい。活動を続けていく意思が確認できて良かった。

【地域の概要】

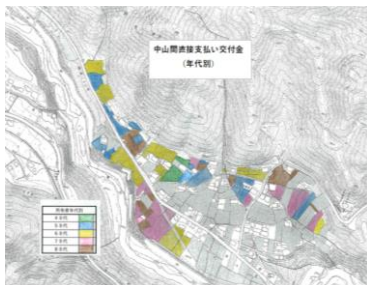
- ・秩父市の旧荒川村に属し、急な山肌に拓けた山間集落。
- ・主要作物  
野菜 柿 柚子 キウイ
- ・地域住民の高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されている。

【集落協定の概要 (R4現在)】

協定面積:畑 499a  
 交付金額: 22万円  
 (個人配分:100%)  
 構成員:農業者33人  
 協定開始:令和3年度

- 主な取組
  - ・水路及び農道の草刈り
  - ・維持管理農用地の草刈り
  - ・鳥獣害防止対策用ネット設置・管理

作成した地図



集落協定の内容

- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
  - ・耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある。
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
  - ・耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから対策は不要。

集落戦略作成に向けた活動

【集落戦略作成までの動き】

令和3年6月 (第1回話し合い)	市の担当者の同席はなかったが、役員を中心として集落戦略の選択項目をもとに、農地の現況や管理者及び今後の担い手等についての意見が比較的活発にかけられ、1回目の話し合いにおいてほぼ集落戦略の書き込みを終えた。
令和4年3月 (第2回話し合い)	集落戦略の書き込みの見直しと、数名持ち帰った方の分の書き込みを確認したのち、協定参加者全員が案に合意し、集落戦略が完成した。

【苦労したこと・工夫したこと・集落戦略を作成しての感想など】(市担当者のコメント)

- ・普段から顔を合わせ共同作業などを行っているメンバーが多いこともあり、役員が中心となって座談会形式のように、話し合いを進めることができたため、活発な意見交換を行うことができた。
- ・将来も積極的に耕作しようという所有者が多数をしめているが、担い手などの耕作者の確保に悩んでいる方がいることがわかり、改めて現状を共有することができたことは、良かった。

【地域の概要】

- ・本市の南部に位置し、三法指定地域に地理的に隣接する地域で、平地地域と比べて生産条件の格差が大きい
- ・主要作物  
米、なす、たまねぎ、ブロッコリー
- ・地域住民の高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されるものの、後継者・担い手の存在あり。

【集落協定の概要 (R4現在)】

協定面積: 5.851ha(田)  
 交付金額: 46万円 (個人配分: 50%)  
 構成員: 農業者27人  
 協定開始: 平成12年度

- 主な取組
  - ・協定内容に従って農用地を管理
  - ・水路・農道の清掃
  - ・維持管理農用地の草刈り

話し合いの様子



作成した地図



集落協定の内容

- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
  - ・農地の89%が耕作されている。
  - ・協定参加者26戸のうち24戸が後継者、担い手がいる。
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
  - ・将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。
  - ・農業の継続が困難な農用地が発生した場合に備えサポート体制を維持する。
- 具体的な対策に向けた検討
  - 特に懸念はなく、協定参加者で実施していく。
- 農業生産活動等の継続のための支援体制
  - 協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。

集落戦略作成に向けた活動

【集落戦略作成までの動き】

令和4年2月 (第1回話し合い)	協議体役員が協定参加者全員に、特定農用地の現況、後継者・担い手について、鳥獣被害等についてアンケートを実施する。
令和4年11月 (第2回話し合い)	市から、年齢階層別収納状況、後継者の状況が把握できる地図及び人口等のデータを提供。資料を持ち帰り、各自考えてもらうことにした。
令和5年2月予定 (第3回話し合い)	再度、地図を活用した話し合いを実施し、地図への情報書込みを完成させる予定。集落戦略へ書き込みをしながら話し合いを実施。協定参加者全員が案に合意し、集落戦略が完成。

【苦労したこと・工夫したこと・集落戦略を作成しての感想など】(市担当者のコメント)

- ・協定参加者に高齢者が多く、集まって話し合いを実施することにまず大変苦労した。協定代表者が地域の集まりの際、集落戦略作成の必要性を説明するところから始めた。
- ・話し合いでは意見がなかなか出ず、司会から指名して発言を促した。市職員が発言すると、参加者がその意見に流されかねないため、市職員は司会進行に徹するように意識して努めた。
- ・この集落は、当面は農業の維持に懸念が少ないことから、当初は集落戦略に新たな取り組みを盛り込む意識が薄く、農業者の意識付けに苦労をした。

【地域の概要】

- ・秩父市の北部に位置し水田を主体とした集落。
- ・主要作物  
    水稲
- ・地域住民の高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されている。

【集落協定の概要 (R4現在)】

協定面積: 11.4ha (田)  
 交付金額: 91.5万円  
 (個人配分: 100%)  
 構成員: 農業者60人  
 協定開始: 平成22年度

- 主な取組
  - ・水路・農道の清掃
  - ・維持管理農用地の草刈り

貸付意向図面



年齢地図



集落協定の内容

- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
  - ・耕作を継続していきたいが、農業者の高齢化が進んでいる。
  - ・ほ場整備はされているが、暗渠排水が未整備のため排水不良農地が存在する。
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
  - ・水利組合を中心に、認定農業者への農地集積を図る。
  - ・土地改良事業により暗渠排水施設を整備することで、作業効率の向上を図る。
- 具体的な対策に向けた検討
  - 水利組合を中心に協定参加者で実施していく。
- 農業生産活動等の継続のための支援体制
  - 水利組合を中心に協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。

【集落戦略作成までの動き】

令和2年7月 (第1回話し合い)	市から、年齢状況、貸付等意向結果の地図等のデータを提供し、集落の状況について話し合いを行ったが、高齢者が多く貸出を希望する人が多数であった。
令和2年12月～ 令和3年5月 (役員会)	新型コロナの影響により、水利組合を中心とした役員のみで今後の対応について検討し、個々の意見等については役員が取りまとめをおこなった。
令和3年12月 (役員会)	役員を中心に集落戦略へ書き込みをしながら話し合いを実施。協定参加者全員が案に合意し、集落戦略が完成。

集落戦略作成に向けた活動

【苦労したこと・工夫したこと・集落戦略を作成しての感想など】(市担当者のコメント)

- ・協定参加者が全員高齢者ということもあり、集まって話し合いを実施することにまず大変苦労した。
- ・協定参加者が主体的に取り組んだとは言えず、どこまで行政がリードするべきか、担当者として悩んだ。
- ・コロナの影響により、集まりを設けること自体に抵抗を感じる人が多数おり、思うように進まなかった。



# 集落戦略の作成状況 事例⑤

## 【地域の概要】

- ・地域全体が外秩父山地から連なる中山間地域。
- ・主要作物  
梅、柚子などの果樹
- ・担い手の高齢化と後継者不足のため遊休農地の発生が懸念されている



梅



柚子

## 【集落協定の概要(R4現在)】

協定面積:0.7ha(田)、3.1ha(畑)  
 交付金額:50.2万円  
 (個人配分:80%)  
 構成員:農業者10人  
 協定開始:平成12年度

### ○主な取組

- ・水路・農道の清掃
- ・維持管理農用地の草刈り

## 集落協定の内容

(令和4年度内での作成に向け、検討中)

## 【集落戦略作成までの動き】

令和3年12月以前

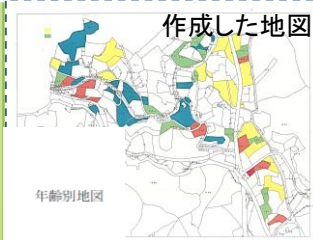
集落の総会に行政の担当者が同席するなど、積極的に関わりを持ち、集落の現状の把握を行った。



話し合いの様子

令和4年1月  
(第1回話し合い)

行政の担当者から集落戦略の概略を説明し、参加者は作成に向けた全体のスケジュールや各集落でのアンケート調査の方法等について確認した。



作成した地図

年齢別地図

## 集落戦略作成に向けた活動

## 【苦労したこと・工夫したこと・集落戦略を作成しての感想など】(市町村担当者のコメント)

- ・協定参加者が全員高齢者ということもあり、集まって話し合いを実施することにまず大変苦労した。
- ・また、集落戦略を定めることにより得られる効果はあるのかといった考えが多く、高齢化が進む中で、集落戦略を定める必要性を伝えることに苦労した。
  - ・高齢化で農地を維持する人が減り、農地の維持が難しいといった意見が多い。
  - ・担い手や農地バンクなどの制度を案内しても、「こんな土地(傾斜等)じゃ誰も使わない」といった意見が多い。
  - ・「農地を維持管理しても誰も使わないのでは」「もっと広い地域であれば集落戦略も有意義かもしれないが…」といった消極的な意見が多い。

# 中山間地域等直接支払事業 令和4年度事業評価及び令和5年度事業の計画

総合評価： A・・・順調 B・・・要改善 C・・・コロナ禍の影響等で事業内容を変更して実施したもの

令和4年度事業実績	県としての事業評価		事業評価を踏まえての 令和5年度の事業展開の考え方
<p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落単位で農用地を維持・管理していくために共同活動を行う集落等に対して助成を行うとともに、事業推進のための指導、助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組市町村数 12市町村(前年度同数)</li> <li>・協定数 51協定(前年度同数)</li> <li>・協定面積 315.7 ha(前年度に対し微増)</li> <li>・交付金額 27,900千円(前年度に対し6千円増)</li> </ul>	総合評価	A	<p>第5期対策から体制整備単価の要件となった「集落戦略」は、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いをしながら作成する集落全体の指針と位置づけられている。</p> <p>高齢化が進み、後継者がいないなどの構造的な問題を抱える中山間地域の活性化を図る上で重要な取り組みであるため、引き続き、各集落が作成に着手する「集落戦略」の推進を図っていく。</p>



## 令和5年度の計画

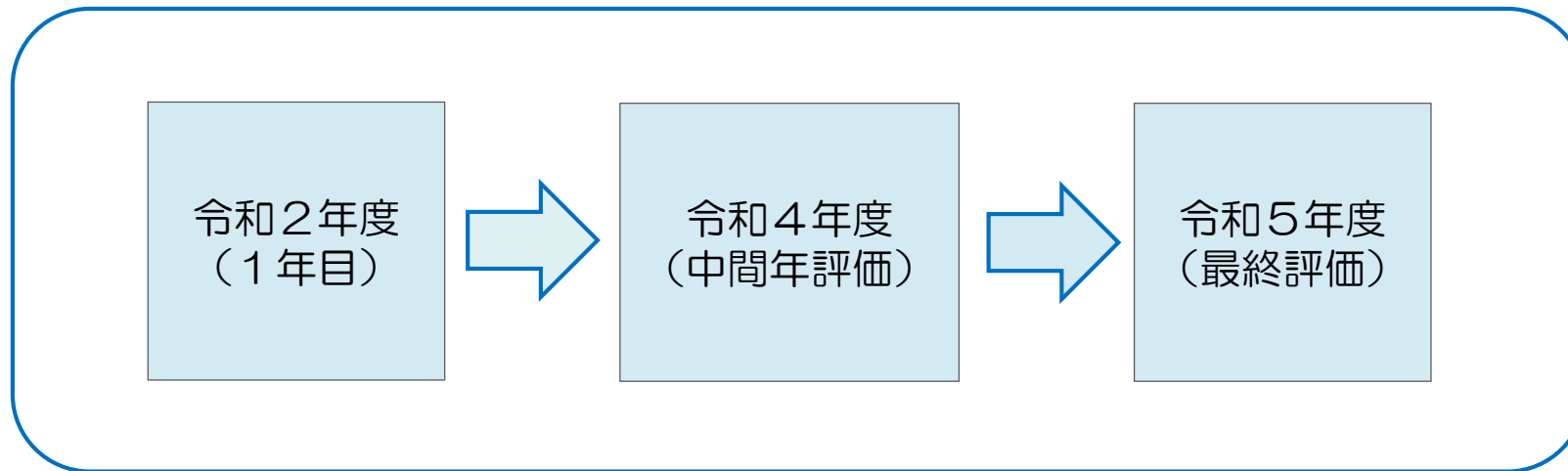
- ・取組市町村数 12市町村（前年度と同数）
- ・協定数 51協定（前年度と同数）
- ・協定面積 316ha（前年度と同面積）
- ・集落戦略の全協定での作成

# 制度の評価について

その他

評価について

- 国の規定に基づき、本検討委員会で毎年度の実施状況の点検・取組の評価をいただく予定。
- 同様に本検討委員会において制度の中間年評価（令和4年度）及び最終評価（令和5年度）」を審議していただく予定。



※最終年である令和6年度の前年度の令和5年度に、最終評価書を作成する見込み。